

財務省告示第四百五号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十四年十月二十一日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。

平成十四年十一月六日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
名称及び記号	発行の根拠	の法律及びその条項	発行方法	発行額	払込金額	種類	発行行	発行価格	利率	経過利息の払込み
利付国庫債券（二年）（第二百一回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一條第一項	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第三十七條第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金資金運用基金に寄託された資金による引受け	額面金額で九百四十九億九千四百九十万円、十億円及び十億円の六種	平成十四年十月二十一日	額面金額百円につき百円十銭	年〇・一パーセント	年金資金運用基金理事長は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十六号に規定する期日に払い込むものとする。	$\text{額面金額及び登録金額の総額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{365}$		
<p>平成十五年四月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期</p>										

が銀行休業日に当たるときは、  
 その翌営業日に支払う（以下、  
 次号及び第十三号において規定  
 する期日について同じ。）。  

$$\frac{\text{額面金額} \times \text{登録金額}}{100} \times \frac{0.1 \times 1}{2}$$

十二	第二期	以後	償還	償還	償還	元金	払場所	払込	十六
子以	期以	の利	期限	金額	金額	支額	所支	込日	六

毎年四月二十日及び十月二十日  
 を支払期とし、各支払期におい  
 て、その日以前六月間に属する  
 利子を支払う。  
 平成十六年十月二十日  
 額面金額百円につき百円  
 日本銀行の本店、支店、代理店、  
 国債代理店及び国債元金支払  
 取扱店並びに取扱郵便局  
 平成十四年十月二十一日